

1 連携推進体制の構築

(1) 地域における教育と福祉の連携体制の強化

- ・ 学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備
- ・ まなび・生活アドバイザー等人材育成の推進
- ・ こどもの学習・生活を支援するネットワークの構築
- ・ 外部専門家の派遣による福祉関係機関との連携推進
- ・ 教職を目指す大学生等による学習支援の補助

(2) 関係機関・団体の連携推進

- ・ 市町村における子どもの貧困対策の窓口の明確化
- ・ 福祉圏域における地域ネットワークの強化
- ・ きょうとこどもの城づくり事業の推進
- ・ 市町村支援の充実
- ・ 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進
- ・ 学校等が実施するキャリア教育への支援

2 ライフステージに応じた子どもへの支援

就学前

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

- ・ 市町村母子保健・福祉施策との連携
- ・ 乳児家庭全戸訪問等による養育環境の早期把握
- ・ 健診未受診児童の早期把握及び体制整備
- ・ 母子保健と子育て支援専門職員を配置し訪問支援
- ・ 医療機関等との連携による若年妊婦などの早期把握

(2) 保育・幼児教育の充実

- ・ 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携強化
- ・ 保育所・認定こども園・幼稚園等の整備及び保育士・保育教諭・幼稚園教諭の人材確保及び質の向上
- ・ 保育士、保育教諭、幼稚園教諭に対する研修の実施
- ・ 保育の魅力の発信や保育・教育経験者の再就業支援
- ・ 保育所や認定こども園等の就業環境の整備促進
- ・ 子どもを安心して育てられるよう子育て環境の向上
- ・ 就学前後の切れ目のない家庭教育支援
- ・ 幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置
- ・ 児童養護施設における家庭的養護や里親制度の推進

小・中学生期

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

- ・まなび・生活アドバイザー(京都式SSW)の配置を推進
- ・スクールカウンセラーなど専門スタッフの配置拡充
- ・教職員に対する子どもの貧困問題の研修の実施
- ・支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化
- ・京都府私学修学支援相談センターへの運営支援
- ・不登校やいじめ問題等への24時間電話相談等の推進
- ・児童養護施設における家庭的養護や里親制度の推進

(2) 学校における学習・個別支援の充実

- ・小学校入学時から一人ひとりの状況に応じた支援
- ・小学校段階からの放課後学習などの学習支援
- ・発達の段階に応じたキャリア教育の推進
- ・子どもの様々な夢の実現を応援する取組の推進
- ・子どもの食に係る体験や関心を持つ食育の推進
- ・基礎学力の充実と希望進路の実現に向けた中学生への補充学習の実施
- ・「認知能力」と「非認知能力」を育成する学校モデルの構築
- ・不登校児童生徒への支援の充実

(3) 地域における支援の充実

- ・相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)
- ・ひとり親家庭等子どもへの自然体験活動の機会等の提供
- ・放課後児童クラブの整備など子育て環境の向上
- ・NPO・自治会等と連携による学習できる環境づくり
- ・小学生とその保護者への食生活支援等の実施
- ・子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進
- ・フリースクール等との連携による不登校の子どもの支援
- ・不登校傾向にある子どもと保護者に対する支援
- ・社会全体で子育てを支援する風土づくりの推進
- ・非行に走らないための居場所づくり等の推進

高校生期～

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

- ・まなび・生活アドバイザー(京都式SSW)の配置を推進
- ・スクールカウンセラーなど専門スタッフの配置拡充
- ・清明高校や清新高校において、単位制を活かした柔軟な教育システムを通じ個々の生徒の社会的自立を支援
- ・教職員に対する子どもの貧困問題の研修実施
- ・スクールカウンセラ等による相談体制の充実・個別補習
- ・京都府私学修学支援相談センターへの運営支援
- ・支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化
- ・不登校やいじめ問題等への24時間電話相談等の推進

(2) 学校における学習・個別支援の充実

- ・課題を抱える高校生への基礎学力補習等の実施
- ・個々の状況に応じたキャリア教育の推進
- ・高等学校定時制課程生徒への夜間学校給食の推進
- ・義務教育段階の学び直しへの支援を実施
- ・高校に就職支援員を配置し就職希望生徒の就業を支援
- ・特別支援学校生徒の職業的自立と就労意欲の向上
- ・不登校児童生徒への支援の充実

(3) 地域における支援の充実

- ・相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)
- ・非行に走らないための居場所づくり等の推進

支援を必要とする者

(1) 若者への生活支援・就業支援の充実

- ・所属がなく支援が行き届きにくい子どもに対して継続的に支援を行う仕組みづくりを目指す
- ・児童養護施設等退所者等に対する寄り添い支援の充実
- ・「京都府若者の就職等の支援に関する条例」による若者の就職・定着支援
- ・退所児童等のシェアハウス整備などの自立支援
- ・「チーム絆」によるひきこもり当事者への訪問等支援
- ・非行再犯防止のための寄り添い型支援等の推進

(2) ひとり親家庭等への支援

- ・ひとり親家庭の子どもの生活の質への支援
- ・ひとり親家庭「支援推進月間」の創設
- ・ひとり親家庭自立支援センターの機能強化

3 経済的支援

(1) 家計を支える親への就業支援

- ・生活困窮世帯等の保護者交流会等親支援の実施
- ・ひとり親家庭の親や子に対する資格取得支援
- ・ジョブパーク等と連携した就労支援

(2) 子育てや就・修学等に係る経済的支援

- ・高等教育無償化や給付型奨学金制度の活用
- ・多子世帯の3人目以降の子に係る保育料の軽減及び副食費支援事業を実施
- ・子育て支援医療助成制度の取組
- ・高等学校等修学支援金等、低所得世帯への支援充実
- ・「京都式高校生あんしん修学支援制度」の充実
- ・高校等中途退学者の学び直しに対する授業料の支援
- ・各種援護制度をまとめた冊子等による制度周知

(3) 生活安定のための経済的支援

- ・ひとり親家庭への福祉資金貸付金等の充実
- ・生活保護受給者・生活困窮者の就労・自立支援の充実
- ・就労・奨学金返済一体型支援事業の推進

4 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

(1) 調査研究の実施

- ・今後の施策反映のための子どもの貧困の実態調査